

ID: 3027

担当部署: 産業課

処分の概要	総会招集の承認		
法令名 根拠条項	商工会法 第42条第5項(第48条第5項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和35年法律第89号		
【基準】 法第42条第5項の規定による。 第42条 5 第2項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から2週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、経済産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行う者が不在の場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日